

吸収分割にかかる事前備置書類

(吸収分割会社：簡易吸収分割)

(吸収分割承継会社：略式吸収分割)

2026年10月1日

株式会社キューソー流通システム

キューソー北海道株式会社

2026 年 10 月 1 日

各位

東京都調布市調布ヶ丘三丁目 5 0 番地 1
株式会社キューソー流通システム
代表取締役 富田 仁一

北海道石狩市新港西二丁目 7 9 7 番 1 号
キューソー北海道株式会社
代表取締役 齋藤 和弘

吸収分割にかかる事前開示書類

(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則 192 条に基づく開示事項
吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

株式会社キューソー流通システム（以下「キューソー流通システム」といいます。）及びキューソー流通システムの完全子会社であるキューソー北海道株式会社（以下「キューソー北海道」といいます。）は、2026 年 6 月 26 日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を 2026 年 12 月 1 日として、キューソー流通システムの北海道地区における物流事業について、その権利義務をキューソー北海道に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしましたので、会社法の規程に基づき、以下のとおり開示いたします。

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の分割につき、分割対価の交付はありません。

3. 効力発生日に剰余金の配当等として、吸収分割承継会社の株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め の相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

キューソー流通システムは、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度にかかる計算書類については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又はキューソー流通システムの下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://www.krs.co.jp/ir/securities.html>

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

キューソー流通システムは、2026 年 4 月 23 日開催の取締役会において、インドの低温物流会社である Coldrush logistics Private Limited の株式取得および第三者割当増資の引受けを行い、子会社化することを決議し、2026 年 5 月 11 日付で株式引受契約を締結いたしました。

その後、2026 年 9 月 1 日付で株式引受が完了し、連結子会社といたしました。

6. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項

(1) 成立の日における貸借対照表

キューソー北海道の設立は 2026 年 5 月 26 日であり、第 1 期の事業年度は同日より 2026 年 11 月 30 日であるため、本書類作成日現在、確定した最終事業年度はありません。キューソー北海道の成立の日における貸借対照表の内容は別紙 2 のとおりです。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 成立の日後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

7. 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社であるキューソー流通システム及び吸収分割承継会社であるキューソー北海道のそれぞれの資産及び負債について、本吸収分割の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても、両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、両社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

8. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

本吸収分割にかかる事前備置開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

別紙 1 吸収分割契約書

吸収分割契約書

株式会社キューソー流通システム（以下「甲」という。）とキューソー北海道株式会社（以下「乙」という。）は、甲が甲の北海道地区（石狩営業所、石狩第二営業所、札幌営業所および帯広営業所に関するもの）の物流事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本件分割」という。）により、本件事業に関して有する本権利義務（第 3 条第 1 項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第 6 条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第 2 条（商号及び住所）

本件分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商 号：株式会社キューソー流通システム

住 所：東京都調布市調布ヶ丘三丁目 50 番地 1

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商 号：キューソー北海道株式会社

住 所：北海道石狩市新港西二丁目 797 番 1 号

第 3 条（承継する権利義務）

1. 本件分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙のとおりとし、別紙に記載のない権利義務は承継しない。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本件分割による甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

第 4 条（分割対価の交付）

乙は、本件分割に際して、金銭等の対価の交付を行わない。

第 5 条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本件分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第 6 条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 12 月 1 日とする。但し、本件分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、

合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 7 条（分割承認決議等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、取締役会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。なお、本件分割について、甲は会社法の簡易手続、乙は会社法の略式手続により行うものとする。

第 8 条（本件分割の効力発生の条件）

1. 本件分割は、次に掲げる事項が全て充足したことを条件として、効力発生日においてその効力を生じる。
 - (1) 第 7 条に定める甲及び乙の取締役会における本契約の承認が得られたこと。
 - (2) 効力発生日の前日までに本件分割の効力発生後に乙が本件事業を実施するために関連法令に基づき必要とされる関係官庁等の承認又は許認可等が得られていること。但し、効力発生日以降の申請が条件となっている手続は除く。

第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本件事業の遂行及び財産の管理をし、乙の事前の承諾がない限り、本件事業に係る財産若しくは権利義務又は本件事業若しくは本件分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第 10 条（費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

第 11 条（本契約の変更、解除及び終了）

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本件分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。
2. 本契約は、効力発生日（第 6 条但書の規定に基づき変更された場合には、変更後の効力発生日をいう。）までに第 8 条各号に掲げる条件が充足しなかった場合には、その効力を失う。

第 12 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

上記合意の証として本書1通を作成し、甲・乙記名押印の上、各々1通を保有する。但し、各当事者は、書面への記名押印に代えて電磁的記録への電子署名を行うことができ、その場合電子署名を行った当事者は電磁的記録を原本として保有することができる。

2026年6月26日

甲：東京都調布市調布ヶ丘三丁目50番地1

株式会社キューソー流通システム

代表取締役 富田 仁一



乙：北海道石狩市新港西二丁目797番1号

キューソー北海道株式会社

代表取締役 齋藤 和弘



別紙 承継権利義務明細書

甲は、2025 年 11 月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

なし

(2) 固定資産

- ・土地 北海道石狩市新港西二丁目 797 番 1
- ・土地 北海道札幌市手稲区西宮の沢 1 条 1 丁目 2 番 1
- ・土地 北海道河西郡芽室町西七条 7 丁目 1 番 5
- ・建物 北海道石狩市新港西二丁目 797 番 1 家屋番号 797 番 1 の建物
- ・建物 北海道札幌市手稲区西宮の沢 1 条 1 丁目 2 番 2 家屋番号 2 番 2 の建物
- ・建物 北海道河西郡芽室町西七条 7 丁目 1 番 5 家屋番号 1 番 5 の建物
- ・その他、本件事業に必要な固定資産一式

2. 承継する負債

(1) 流動負債

なし

(2) 固定負債

本件事業に必要なリース債務

3. 承継する権利義務（許認可）

- (1) 倉庫業法に基づき、分割会社が北海道内に所在する倉庫に関して有する倉庫業の登録に係る行政上の地位及びこれに付随する一切の権利義務
- (2) 食品衛生法に基づき、分割会社が北海道内に所在する倉庫に関して有する冷蔵・冷凍業の届出に係る行政上の地位及びこれに付随する一切の権利義務

4. 承継する契約関係その他の権利義務等

本件事業に必要な契約一式

ただし、契約の相手方より承諾を得る必要があるものについては、効力発生日までに相手方の承諾を得たものに限る

以上



別紙 2 計算書類

キューソー北海道株式会社

(成立の日における貸借対照表)

貸 借 対 照 表

(2026年5月26日現在)

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	20,000,000	流 動 負 債	0
未 収 入 金	20,000,000	固 定 負 債	0
固 定 資 産	0		
		負 債 合 計	0
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	20,000,000
		資 本 金	20,000,000
		資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	0
		純 資 産 合 計	20,000,000
資 産 合 計	20,000,000	負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,000,000